

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 建築士法等の改正により、二級建築士又は木造建築士の免許を登録する際の要件が改められたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第10条の11、第10条の14、第11条の3、第13条、第15条の8、様式第1号～様式第1号の4関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和2年3月1日から施行することとしました。